



用  
利  
率

十一

十二  
後の利子 第二期以

十六十五十四十三  
拏込場所 償還金額 期限

平成三十九年六月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十九年六月十五日  
日本銀行の本店又は支店

每年六月十五日及び十一月十  
 日を支払期とし、各支払期に  
 いて、その日以前六月間に属  
 る利子として、次の算式によ  
 算出した金額を支払う。  
 領面金額 ×  $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$   
 $\frac{\text{第十号に規定する第二期}}{\text{以後の利子の適用利率}} \times \frac{1}{2}$

## 中途換金の取扱い

年六月十五日以後において行う中途換金の買取りは、平成三十一年六月十五日とし、その買取金額は、算式次に区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成三十年十二月十五日前まで額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

(二) 平成三十年十二月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

## 十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定第三条の二十五条の規定による改特別障害者扶



十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行